

区費及び公民館寄付について

1. 一般区費について

- ・ 組長が徴収し、原則として毎月 28 日～月末迄に区会計に納入する。
- ・ 納入の際、徴収封筒に受領印を押し区費徴収台帳に記帳する。
- ・ 各区会計は、区内の区費を取りまとめて翌月の 3 日までに花見総会計に納入する。
- ・ 総会計は、受領区費を徴収台帳に記帳し、総会計の通帳に入金する。
- ・ 転入・転出者の区費徴収基準
 - 月の前半（1 日～15 日）に転入の場合、その月の区費を徴収する。
 - 月の後半（16 日～月末）に転入の場合、その月の区費を徴収しない。
 - 月の前半（1 日～15 日）に転出の場合、その月の区費を徴収しない。
 - 月の後半（16 日～月末）に転出の場合、その月の区費を徴収する。

2. 法人区費について

- ・ 年度初めに法人区費徴収書（3 期分）を作成し、核当する隣組長又は区長に配布する。
- ・ 徴収は、各組長又は各区長及び会計が行い花見総会計に納入し受領印をもらう。
- ・ 受領後総会計は、法人区費徴収台帳に記帳し、入金する。

3. 公民館寄付について

- ・ 持ち家 3,000 円、借家 1,000 円を核当隣組組長は徴収し区会計に納入する。
- ・ 各区会計は受払簿に記入し、1 ヶ月まとめて公民館会計に納付する。その際受払簿に受領印又はサインをもらう。
- ・ 花見区内の移動転入の場合には徴収しない。

平成 24 年 12 月 19 日転記